

教員免許状更新講習Q&A(よくあるご質問)

Q1 教員免許状を所持していますが、現在教職に就いていません。更新しないと免許状は失効しますか？

A1 失効はしません。ただし、教職に就くためには更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者へ更新の申請をする必要があります。

Q2 教員を退職しました。現在教職に就いていませんが、更新講習の受講は可能ですか？

A1 過去に教員としての勤務経験がある方は、更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者へ更新の申請をすることができます。受講を考えている方は、仮申込書の受講対象者の区分の欄の③「教員勤務経験者」に○をし、以前勤めていた勤務先を記入し申込してください。
以前勤めていた学校の校長、幼稚園の園長又は法人の長に、今後教育教員になることが見込まれる方(教員採用内定者、都道府県教育委員会や私立法人の臨時任用教員リスト搭載者など)は任用又は雇用する可能性がある教育委員会や法人の長から受講対象者であることの証明をしていただく必要があります。

Q3 幼稚園教諭の免許状を持っている保育園(所)の保育士は免許状更新講習を受講しなければいけませんか？

A3 保育士の方は受講の義務がないため、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくても免許状は失効しません。
ただし、認定こども園、認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。
修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときには、教員になるときまでに免許状更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者に申請を行う必要があります。

Q4 幼稚園教諭免許状も持っていますが、現在は保育士として勤務しており、今後保育教諭に職が変更になる予定です。その場合、期限までに更新手続きが必要ですか？

A4 改正認定こども園法の施行の日(平成27年4月)から5年間は、旧免許状(平成21年4月前に授与された免許状)所持者であって保育士の登録をしている者は、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過し、その後に更新講習修了確認を受けていないものについても、保育教諭等になることができる経過措置が設けられています(改正認定こども園法附則第5条第3項)。当該規定により保育教諭等になった場合は、経過措置期間が終了するまでに、更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。経過措置期間内に修了確認を受けることができなかった場合は、有する免許状は効力を失うため(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律98号)附則第2条第5項)、計画的な更新講習の受講が必要となります。(文部科学省HPより)

Q5 履修(修了)証明書を紛失してしまいました。再発行できますか？

A5 電話にてお問い合わせください。再発行の手続きを行います。

Q6	講習は何時間受講すれば良いのですか？
A6	更新講習は、必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間の30時間の受講が義務付けられています。
Q7	選択必修領域講習を異なる大学でそれぞれ受講し、その結果2講習(計12時間)履修認定がなされた場合、選択必修領域として余分に履修認定を受けた1講習(6時間)を選択領域の18時間分に振り替えることは可能ですか？
A7	免許状更新講習規則第4条において、免許状更新講習は領域ごとに受講する内容及び時間数が定められているため、これに基づき、各領域の認定を受けた講習をそれぞれ履修する必要があります。このため、選択必修領域として認定を受けた講習を、別の領域の講習として振り替えることはできません。
Q8	改正前の昨年履修認定を受けた講習がある場合、改正後の講習をどのように受講すれば良いのですか？
A8	改正前の必修領域講習(12時間)の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習(6時間)と選択必修領域講習(6時間)の履修認定を受けた者とみなします。 改正前の選択領域講習(6～18時間)の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習(6～18時間)の履修認定を受けた者とみなします。
Q9	小学校教諭対象、幼稚園教諭対象とありますが、幼稚園教諭なのですが、小学校教諭対象の講習は受けることは可能ですか？
A9	受けることは可能です。 より受講者のニーズにあった講習を開講するために、小学校教諭対象、幼稚園教諭対象と受講対象者を明記しております。どちらを受講されても履修認定を受けられます。
Q10	栄養教諭(養護教諭)ですが、どの講習も受けられますか？
A10	必修領域講習、選択必修領域講習は受講することが可能です。 本学は「教諭」対象の講習を開講しますので、選択領域講習については受講することができません。「栄養」「養護」対象の講習を開講している機関で受講をしてください。 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)の場合、免許状更新講習の選択領域の受講にあたっては、現在就いている教諭、養護教諭、栄養教諭のいずれかの「職」に対応した講習の受講が必要となり、職に対応した講習の受講により、複数の免許状の更新をすることができます。 受講義務者でない場合は、法令上の制限はありませんが、自身が将来就く見込みのある職に対応した講習を受講することが望ましいとされています。 なお、新免許状、旧免許所共に、学校種及び教科等については特段の定めはありませんので、実際に担当している学校種及び教科などを踏まえ、受講者本人で選択していただくこととなります。 また、必修領域、選択必修領域講習の受講に際しては、免許状の種類、職にかかわらず共通に受講していただくこととなります。(文部科学省 HP より)